

消防法第8条より、一定規模以上の事業所には、防火管理者を選任し、消防計画に基づく訓練を行うことが義務付けられています。

【自衛消防訓練の実施回数について】 ～ 防火管理者の責務において実施する訓練

種類	内容	訓練回数	
		特定防火対象物	非特定防火対象物
消火訓練	消火器等を使用した初期消火訓練	年 2 回以上	消防計画に定めた回数
避難訓練	建物内の利用者を避難誘導する訓練		年 1 回以上
通報訓練	発災の確認後、消防機関に通報する訓練	消防計画に定めた回数 年 1 回以上 事業所内で行う模擬の通報訓練可	

【訓練を実施するときの消防機関への届出及び実施記録の保存】

防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合は、事前にその旨を消防機関に通報しなければなりません。「自衛消防訓練届出書」は、最寄りの消防署等の窓口及び電子メールやFAXで提出して下さい。提出後は、「防火管理維持台帳」に、控えを3年間保存して下さい。

【電子メール送信時の注意事項】

- (1) 件名は、「自衛消防訓練届出書」の後に「事業所名」を記載してください。(例) 自衛消防訓練届出書 (株式会社〇〇 □□店)
- (2) 本文に、「担当者氏名」と「連絡先(電話番号)」を記載してください。
- (3) 受信確認後、受信した旨の返信をいたします。

宇部・山陽小野田消防局電子メール申請専用アドレスへ shinsei@ube-sansho119.jp

【FAX送信時の注意事項】

- (1) 自衛消防訓練届出書の指定の様式に必要事項を記入し、送付してください。
- (2) FAX送信後は必ず送信先(消防署等)に送信した旨の電話連絡をしてください。

「宇部・山陽小野田
消防組合ホームページ」



「自衛消防訓練届出書
の提出方法について」



「書類の提出先
・FAX送信先」

